

見直し状況の中間公表の様式

資 格 名	浄化槽検査員
1 見直しのスケジュール	(1) 見直し開始時期 平成12年11月 (2) 結論予定時期 平成12年12月 (3) 措置予定時期 平成12年12月28日
2 見直しの体制	(1) 主管課 廃棄物・リサイクル対策部浄化槽対策室 (2) 責任者の官職氏名 浄化槽対策室長 田河慶太 (3) 担当人数 7名 (4) 見直し方法 行政内部で検討。
3 当該必置資格等に係る過去の指摘及びこれに対する対応	・規制改革委員会「規制改革についての見解」における講習委託の指定要件の明確化についての指摘を踏まえ、平成12年12月28日の環境省関係浄化槽法施行規則の改正により、大臣認定講習の修了者の必置を指定検査機関の指定基準から削除した。
4 当該必置資格等に係る制度改正の状況	(1) 改正年度 平成12年12月28日 (2) 改正内容 環境省関係浄化槽法施行規則の改正により、大臣認定講習の修了者の必置を指定検査機関の指定基準から削除した。 (3) 背景事情 平成8年9月の閣議決定「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」等
5 見直しの基準・視点に基づく見直しの状況 (1) 基準・視点 【廃止を含め在り方検討】	・該当なし (理由) 浄化槽の水質検査を行う指定検査機関において、一定の技術的水準を保つため、浄化槽の検査についての専門的知識及び技能等を有する者の必置は必要。
(2) 基準・視点 【代替手法の導入】	・該当なし (理由) 浄化槽の水質検査を行う指定検査機関において、一定の技術的水準を保つため、浄化槽の検査についての専門的知識及び技能等を有する者の必置は必要。

(3) 基準・視点 【必置単位、必要人数、資格者の業務範囲の見直し】	・該当なし (理由) 必要人数は各指定検査機関に1名のみであり、最小限となっている。
(4) 基準・視点 【余りにも細分化された資格の統合・拡大】	・該当なし (理由) 浄化槽の検査業務に関する制度は他にないため。
(5) 基準・視点 【兼務・統括の許容】	・該当なし (理由) 複数の指定検査機関を兼務することに対し、特に規制を行っていない。
(6) 基準・視点 【外部委託の許容】	・該当なし (理由) 指定検査機関による業務の直接実施を前提としており、検査機関の業務実施に検査員は不可欠であり、外部委託は制度上想定外。
(7) 基準・視点 【必置資格等の性格や位置付けの明確化】	・該当なし (理由) 環境省関係浄化槽法施行規則第33条第1項第5号において明確化されている。
(8) 基準・視点 【実務経験要件の見直し】	・該当なし (理由) 浄化槽検査には高度な知識等を必要とするので、指定検査機関に2年以上の実務経験を有する者が必要である。
(9) 基準・視点 【学歴要件の見直し】	・該当なし (理由) 学歴要件はない。
(10) 基準・視点 【試験・講習の実施】	・該当なし (理由) 試験・講習の要件はない。
(11) 基準・視点 【試験・講習の改善等、資格取得要件の改善】	・該当なし (理由) 試験・講習の要件はない。
(12) 基準・視点 【関連・類似資格の統合、乗り入れ】	・該当なし (理由) 関連・類似資格はない。
(13) 基準・視点 【受験資格及び資格取得に係る特例認定基準の明文化・公表】	・該当なし (理由) 特例措置はない。
(14) 基準・視点 【障害を理由とする欠格事由の見直し】	・該当なし (理由) 欠格事由はない。
(15) 基準・視点 【資格の有効期間又は定期講習の義務付けの見直し】	・該当なし (理由) 資格試験の有効期間及び定期的な講習の義務付けはない。

し】	
(16) 基準・視点 【委託先民間団体の多様化】	該当なし (理由) 行政委託型の試験・講習はない。
(17) 基準・視点 【規制の国際的整合化の視点】	該当なし (理由) 諸外国の類例はない。
(18) 基準・視点 【専任規定の見直し】	該当なし (理由) 専任規定はない。